

とち観光大使制度実施要領

第1 目的

とち観光大使制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく、とち観光大使（以下「大使」という。）の委嘱に関し必要な事項を定める。

第2 対象者

大使として、関係機関からの推薦対象となるのは、以下の条件を満たす者とする。

- (1) 次のア、イのいずれかを満たす者。
 - ア 十勝管内出身者、又は十勝管内居住経験者。
 - イ 十勝との関係が確認できる者。
- (2) ウェブ（ホームページ、ブログ、フェイスブック等）等による情報発信が可能な者、又は、幅広い人脈により口コミによる情報発信が可能な者。

第3 役割

大使は次の役割を担う。

- (1) ウェブや口コミにより、継続的に十勝の魅力を発信すること。
- (2) 「とち観光大使」名刺を積極的に配布すること。
- (3) 1年に一度、別記第3号様式により事務局へ活動報告を行い、事務局と情報交換を行うこと。

第4 委嘱の手続き

- (1) 要綱第4条の推薦に係る様式は事務局へ提出するものとする。
- (2) 事務局において、推薦書を確認のうえ適当と判断した場合は、十勝総合振興局長及び十勝観光連盟会長の承認を得て、委嘱状の交付を行うこととする。

第5 委嘱の時期

事務局は、毎年9月に関係機関からの推薦を受け付け、10月1日付けで委嘱状の交付を行う。

第6 再任の手続き

任期満了時に活動継続を希望し、任期中の活動内容を把握できる大使について、事務局が適当と判断した場合は、十勝総合振興局長及び十勝観光連盟会長の承認を得て委嘱状の交付を行うこととする。

第7 事務局の役割

事務局は、大使が円滑に活動できるよう、次の責務を担う。

- (1) 食・観光・イベント情報などをメールマガジン等により、随時大使へ提供する。
- (2) 大使へとち観光大使名刺を交付する。
- (3) 大使同士が交流できる場、情報発信の場としてフェイスブックページを管理する。
- (4) 著しい十勝の情報発信を行った大使に対し、感謝状を贈呈する。

附 則

この要領は平成25年12月24日より施行する。

附 則

この要領は平成28年10月1日より施行する。